

(振動障害特殊健康診断)

第34条 業務方法書第14条第1項に規定する振動障害特殊健康診断は、「林業・木材製造業労働災害防止協会（以下、林災防大分県支部という。）」が行う「林業巡回特殊健康診断（一次健診）」事業とする。

(助成対象事業)

第35条 業務方法書第14条第2項に規定する助成の対象となる経費とは、「林業巡回特殊健康診断（一次健診）」の受診に要する森林整備法人及び民間認定事業主が負担する経費とする。

(助成額)

第36条 助成額は、前条の経費の1/3以内の定額とする。ただし、理事長は予算の都合により減額することができるものとする。

(認定申請)

第37条 林災防大分県支部長は、毎年2月10日までに雇用労働者振動障害特殊健康診断事業認定申請書（様式第19号）を、理事長に提出しなければならない。

(認定通知)

第38条 理事長は、前条の申請が適正と認めるときは、雇用労働者振動障害特殊健康診断事業認定通知書（様式第20号）により、林災防大分県支部長に通知するものとする。

(交付申請)

第39条 林災防大分県支部長は、毎年2月末日までに雇用労働者振動障害特殊健康診断事業助成金交付申請書（様式第21号）を理事長に提出するものとする。

(交付決定通知)

第40条 理事長は、前条の申請に基づき助成額を決定し、雇用労働者振動障害特殊健康診断事業助成金交付決定通知書（様式第22号）により、林災防大分県支部長に通知するものとする。

(助成金の交付)

第41条 林災防大分県支部長は、すみやかに雇用労働者振動障害特殊健康診断事業助成金請求書（様式第23号）を提出するものとする。

2 理事長は前項の請求をうけたときは、3月末日までに助成金を支払うものとする。

第7章 雑 則

(委任)

第42条 この規程の運用に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。